

令和7年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<運営関係>

No	質問	回答
1	コーナーづくりに使用するたたみ（上げ下げするもの）は大きさによっては防災性能がなくてはならないか。たたみ1つは2平方メートル以下ですが、並べて使用することがあるため、環境づくりとしては、しばらくの間、並べて設置・コーナーとすることは可能か。	法令上は、使用時間等にかかわらず2平方メートルを超える畳や敷物は防災規制の対象となります。 また、消防署に確認したところ、独立した敷物で2平方メートル以下のものは、防災規制の対象外となりますが、2平方メートル以下のサイズの敷物を複数つなげて使用するなど、延焼の危険性が懸念される場合、消防署の立ち入り調査では指摘しているとの回答があります。 詳細は、お近くの消防署にお問い合わせいただくようお願いいたします。
2	延長保育の補食代について、スポット利用児の徴収もしてはいいのか。	徴収可能です。 月極延長保育を利用している児童について補食を提供している場合、「民間保育所に対する運営費実施要綱」に従い、延長保育補食費が園に支給されているため、保護者負担を求めることがないようにお願いします。一方で、スポット利用児については、当該補助金の対象ではないため、保護者から徴収していただいて問題ありません。
3	安全確保について、衛生管理（エアコン清掃）は何年に一度が望ましいか。根拠のある年数をご教示いただきたい。	空調機器の衛生管理の頻度につきましては、メーカーにお問い合わせいただいたり、清掃業者等にご相談ください。 エアコン機器は、業務用や家庭用等の形態、使用頻度、使用環境が様々であり、一律の点検・清掃頻度は定められていないようです。検査の基準上も、衛生管理の年数に関する定めはありません。しかし、清掃しないで使用し続けた場合に、ホコリや汚れの付着、異臭、カビやダニが内部に付着し室内に拡散するなどによるアレルギー症状が発生する可能性もあり、衛生管理上問題が生じることが想定されます。 なお、区立区営保育園では年4回のフィルタ清掃、5年に1度の分解洗浄を行っています。
4	運営管理 スライド20 主任保育士専任加算について、新しく加わった対象の事業「(6)災害等により保育が提供できない状況を想定した取り組みを実施している」というのは、具体的にどのような取り組みがあるか知りたい。	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（最終改正：令和7年4月11日付けこ成保295）」における要件は、以下のとおりです。 vi 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。 また、公定価格に関するFAQ（よくある質問）第27版（令和7年5月12日時点版）の46ページ及び47ページにも4件の質疑が掲載されていますので、参考にしてください。 今後、国や都から関連する通知等が発出されましたら、区からも情報提供いたします。
5	運営管理 スライド2-2 重要事項は「掲示」することについて、壁などへの貼り付けが原則となっているが、ファイル内にはさみ玄関前に置くことは良いか。	重要事項説明書は、見やすい場所に掲示することが求められております。この際、各園で作成している「重要事項説明書」や「園のしおり」の書面全体を掲示すると、数十ページになり、現実的ではないと思われます。基準上は、「運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担、その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項」を掲示するとされていますので、これらの項目を含む概要版を掲示していれば大丈夫です。 大田区ホームページに、区立園の重要事項説明書の全文と合わせ、掲示用のフォーマットを掲載していますので、ご参照ください。 代替措置として、「重要事項説明書」や「園のしおり」をファイル内にはさみ玄関前に置いて閲覧に供している場合は、即座に指摘事項になるものではないと思いますが、一目でこれらの書類があることが分かるようにしてください。 ホームページリンク https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/sankou.html

令和7年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<保育関係>

No	質問	回答
1	退職する職員の検体検査について、退職する月 例：3月末退職の職員に対して3月も実施する 上記のことでしたが、結果の反映は翌月という認識だった。退職の月も検査を実施するのか。	その月の検便結果については、「結果日」を見て判断しています。退職月も調理・調乳業務に従事しているのであれば、検便結果が必要となります。
2	保育内容 スライド15 『5-1指導計画の作成』 ★point★個別的な指導計画(月案)が満3歳までとなっているが、自園では2歳児は年度いっぱいまで月案を作成することと法人で決められている。その際、満3歳以降は発達経過記録も必要になるか。	「個別的な指導計画」は、3歳の誕生日前日まで作成することが求められています。3歳の誕生日を迎えた後、2歳児クラス在籍期間中も個別的な指導計画を作成するかどうかにつきましては、園と法人とでご検討ください。 児童票の「発達経過記録」は、個々のこどもの健康状態や発達状態などを把握するため、全園児分の記載が必要です。記載時期については、児童の成長や発達、保育の状況などを踏まえてご検討ください。
3	保育内容 スライド15 5-1に記載されている指導計画作成の保育所保育指針に基づく指導系アックについて、5.個人別記録 0.1歳児と記載があるが、2歳児は不要ということか。（当園では2歳児も記録をしている。）	特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、0、1歳児について作成することが求められています。 こどもの発達過程や成長の姿などを記録に残しておくことにより指導計画や児童票の発達経過記録等に役立つ重要な資料となりますので、2歳児クラスの「個人別記録」の作成については園の実情やこどもの状況などに応じてご検討ください。
4	保育内容編 5－3などで「3歳未満児」という書かれ方がされているが、「3歳のお誕生日を迎えたら必要なくなる」という認識であっているか。	「個別的な指導計画」は、3歳の誕生日前日まで作成することが求められています。3歳の誕生日を迎えた後の「個別的な指導計画」の作成については、園の実情やこどもの状況などに応じてご検討ください。
5	保育内容 スライド15 1.長期的な指導計画、3.短期的な指導計画と2種類あればいいのか。 例えば、月案と週案があればいいと考えてOKか。現場的には月案は短期のように感じるがどうか。	指導計画は、年、数か月単位の期、月など、それぞれの時期のこどもの生活や発達を長期的に見通した長期的な指導計画（年間指導計画または月案）と、それに関連しながら、より具体的なこどもの日々の生活に即した短期的な指導計画（週案または日案）が必要です。 全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、こどもの生活や発達を見通した長期的な計画と、それに関連しながらより具体的なこどもの日々の生活に即した短期的な指導計画をどのように組み合わせて立案していくか等ご検討ください。
6	保育内容 スライド62 帰園後、引率者以外の職員が子どもの最終人数確認を行っているか。 この項目についての根拠はどこにあるか。	令和元年6月21日厚生労働省より発出されている「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」において、散歩時の安全管理の取組（例）等をお伝えしています。

令和7年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

＜保育関係＞

No	質問	回答
7	消毒等で玩具などが破損があった場合、全職員に共有とのことでしたが、消毒など定期点検ではない時の破損も記録や全スタッフに共有した方が良いのか。	集団指導講習会でお伝えしたケースは、消毒や遊具の破損等と一緒に、窒息の可能性のある玩具や小物等の点検も行っているが、記録には残していなかった、という事例でした。検査では、窒息の可能性のある玩具や小物等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検を行い、問題がある場合は改善し、職員間で共有することが大事であるとお伝えしています。
8	仰向け寝に関してですが、何歳までを対象と考えているか。4、5歳児も仰向けにすることが必要か。	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防および睡眠中の事故防止対策が講じられているかについては、乳幼児全クラスの睡眠状況を確認しています。 1歳以上児でも、家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしてください。4・5歳児につきましても、寝かせ方の配慮や安全な睡眠環境についてご検討ください。 睡眠時は重大事故が発生しやすいリスクの高い場面であり、乳児に限らず幼児においても日々、個々の体調確認を行い、睡眠中の健康状態を観察し、体調が急変することも考慮し気になることは記録し職員間で申送ることは必要です。記録する方法や、職員間での申し送りの方法などについては、園でご検討ください。
9	園外保育時、複数の職員が対応する中で、こどもの対人数に合わせた常勤保育士が必要と昨年まで言われていたが、スライド61によると1人以上が常勤であれば良くなかったか。	昨年度の集団指導講習会のスライドから、以下のように表記を変更していますが、必要となる職員体制を変更するものではなく、「指導検査基準」の表記に合わせるために修正しております。 令和6年度「複数の保育従事職員」 令和7年度「複数の保育士（うち1人以上は常勤保育士）」 保育に直接従事する職員は、常勤保育士で確保することを基本とするとされています。但し、条件を満たせば短時間勤務の保育士でも差し支えないものとされています。また、開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は、児童の年齢別人数に応じた年齢別配置基準により算定された、必要保育士数を満たす必要があります。但し、算定された必要保育士数が1名となる場合（例：3歳児15名の場合）でも、園外保育に行く際には、最低2名の保育士が必要となります。 このうち、園外保育に行くグループの中に常勤保育士が1名以上（乳児を含むグループで年齢別配置基準が2人以上の場合は2人以上）必要です。（「保育所設置認可事務取扱要綱第2－4（1）ア（イ）」、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」）
10	園児の使用するコップは家庭から持ってきている場合、使用後は保育者が必ず拭き取ってから片づけなくてはならないということか。一度しか使用しない場合は、特にその必要はないのか。	コップを一度しか使用しない場合は、必ず水滴を拭き取ってから片付ける必要はありませんが、衛生的な管理の仕方や使用方法について留意してください。
11	訂正印はどこまで押せばよいのか。明確な基準があれば、ご教示いただきたい。	訂正印の押し方について明確な基準はありませんが、指導検査では、二重線で訂正線が引いてあるなど、訂正していることが明確になっているかどうかを確認しています。
12	保育内容 スライド15 個人別記録、0、1歳児とは登園日全体的な日ごとの記入をせずとも大丈夫か。個別指導計画（月案）の中に記載があればよいのか。	0、1歳児の「個人別記録」は、クラスの日誌とは別に、一人一人のこどもの成長記録や健康面、情緒面などについて毎日記載することが求められています。 連絡帳を「個人別記録」とし、日々のこどもの様子を記載している場合、保護者に伝える内容以外で、園としてこどもの成長・発達において把握しておきたいことや、配慮などが必要な時に備考欄等の様式内に記載しておくことにより、指導計画や児童票の発達経過記録等を作成する際に役立ちます。

令和 7 年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<保育関係>

No	質問	回答
13	保育内容スライド8-1 ・土曜日保育について、登園児童がいない場合には、開所しなくてよいのか。 ・土曜日に閉所した際、委託費は減算されるのか。 ・登園予定があったが、急遽休みになった場合は。 ・土曜日の登園児童が、3人・2人・1人・0人の場合の取り扱い。(別紙5)	区では「土曜日閉所減算に係る取扱いについて」の通知文とそのFAQにより、令和3年4月以降、土曜日における入所児童の利用希望が無い日または時間帯については、施設の開所を求めないこととします。ただし、この場合においても、緊急連絡先を保護者に事前に周知し、当日の利用希望にも対応できるように態勢を整えておいてください。 登園予定があったが急遽休みになった場合の取り扱いについては、上記通知文とFAQに示されていますので、ご確認ください。 委託費の請求書の別紙5に、登園予定児童数が3人以上・2人・1人・0人を選択する箇所がありますが、実際に登園児童数が0の場合には減算になりますが、1人以上の場合には減算にはなりません。区として、土曜日にどの程度の利用予定児童がいるか把握するために記載をいただいておりますが、実数で入力する手間を削減するため、現在の様式としています。

令和7年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<会計関係>

No	質問	回答
1	同区の姉妹園から施設整備のため拠出受入をするのに限度額はありますか？	同一事業者が設置する保育所等に対しては、委託費の弾力運用の第2段階の要件を満たすことにより、改善基礎分相当額の範囲内で、第3段階の要件を満たすことにより、さらに委託費3か月分の範囲内で設備の整備等の経費等に充てることができます。要件、具体的な経費の内容などは「経理等通知」をご確認ください。
2	社宅の補助金について、当社は社宅が10年間という規定があり、リーダー層になると補助金が出ないため社宅を出て辞めるとの声がある。補助金は受けられないか。	区では保育施設職員宿舍借り上げ支援事業を行っています。本支援事業は保育施設職員用の宿舍の借り上げを行う保育施設等の設置者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的としています。設置者の皆様には、本支援事業の目的をご理解の上、ご活用いただきますようお願いいたします。 https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoiku_shigoto/syukusyakariage.html
3	企業会計における積立金の仕分け処理について、具体的な方法があればご教示いただきたい。	積立金は事業活動から生じた余剰を一定目的のために積立てという形で留保したものです。積立金を計上する際は、同額の積立資産を積み立てることが必要です。仕訳の方法としては (P/L) ○○積立金積立額 / (B/S) ○○積立金 (B/S) ○○積立資産 / (B/S) 現金預金 といった処理が考えられます。 なお、取崩時には (B/S) ○○積立金 / (P/L) ○○積立金取崩額 (B/S) 現金預金 / (B/S) ○○積立資産 といった処理が考えられます。